

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

26 尾張旭市

1. 安心できる介護保障について

★(1) 介護保険料・利用料について

①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回 答(長寿課)

第6期事業計画期間中に、介護給付費準備基金の取り崩しによる保険料の引き下げを行っております。

保険料は、所得段階に応じた保険料としており、低所得者の負担軽減に配慮したものとしております。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回 答(長寿課)

保険料の減免については、所得水準に応じた低所得者の負担軽減に配慮したものとしているため、市独自の減免は考えておりません。

利用料は、高額介護サービス費の支給等により所得水準に応じて軽減されているため、市独自の減免は考えておりません。

③補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となった方であっても、やむを得ない事由のある方に対しては措置制度を活用して救済してください。

回 答(長寿課)

補足給付の資産要件、申請手続き、資産確認等については、国が示す基準に基づき実施しております。

(2) 介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

回 答(長寿課)

本市では、要介護認定申請を原則としながら、速やかなサービス利用が必要な方には、基本チェックリストを活用する等、相談者の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で、適切なサービスの振り分けを実施する予定です。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

回 答(長寿課)

現行の予防給付の介護予防支援と同等の内容で検討しております。

★(3) 基盤整備について

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回 答(長寿課)

愛知県による特別養護老人ホーム入所申込者の調査結果では、尾張旭市の要介護3以上の待機者は平成26年4月時点で22名でした。

その後、特別養護老人ホームで20名分、地域密着型小規模特別養護老人ホームで29名分の整備がされており、待機者はかなりの部分で解消されたと考えております。

平成30年度以降の整備については、今年度実施が予定される愛知県による調査の結果等により検討してまいります。

(4) 総合事業について

①総合事業移行にあたって

★ア) 総合事業への移行にあたっては、必要な介護予防の訪問と通所介護は継続して利用できるようにし、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

回 答(長寿課)

本市では、総合事業の移行にあたっては、現行の訪問介護・通所介護相当サービスの利用を原則として準備を進めております。

★イ) 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

回 答(長寿課)

本市では、総合事業への移行時には、給付費抑制を目的とした「緩和した基準によるサービス」の導入する予定はありません。

なお、現行相当の通所介護サービスに加え、サービスの選択肢を増やすため、運動器の機能向上等を目的とした、新たな通所介護サービスの導入を計画しております。

ウ) 総合事業への移行にあたっては、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せして新たなサービス・資源を作るといった基本方向を堅持してください。

回 答(長寿課)

総合事業への移行にあたっては、利用者の選択肢が広がるよう、現行相当サービスに加え、多様な主体による多様なサービスの提供を目指して準備を進めております。

②サービスの提供について

サービスの提供に必要な総事業費の確保と必要な助成をしてください。

回答(長寿課)

総合事業の実施に当たっては、サービスの提供に必要な総事業費の確保に努めてまいります。

(5) 高齢者福祉施策等の充実について

①宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

回答(長寿課)

本市では、地域の集会所等で開催されているボランティアによる「ミニデイサービス」に対し、実施団体の活動支援のため補助金を交付しております。

②住宅改修、福祉用具、高額介護サービスの受領委任払い制度を実施してください。

回答(長寿課)

住宅改修費と福祉用具購入費では実施しております。
また、高額介護サービス費は償還払いとしております。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回答(長寿課)

控除の対象となるかどうかにつきましては、国(税務署)の判断となります。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回答(長寿課)

障害者控除対象者認定書の交付対象者に対して、認定申請書を個別に送付し、申請の勧奨をしております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。

回答(保険医療課)

平成23年度から、条例等減免分については一般会計から繰り入れをしており、今後の減免制度の拡充については、財源の確保も含め、より効果的な施策を今後も研究していきたいと考えて

おります。なお、平成 26 年度の税制改正により、低所得者の方に対する軽減制度の拡充が行われております。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

回 答(保険医療課)

国民健康保険制度では、加入者の年齢等を考慮せず、一律に均等割の負担を求めており、これに反する不均一な課税は困難であると考えております。また、減免制度については、災害に遭われたかた、病気や失業など担税力が著しく低下する事情がある場合の救済措置としてとらえており、年齢等の要件に基づく減免の導入については考えておりません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回 答(保険医療課)

資格証明書は、法令により交付が義務付けられていますので、法令に従い、適切に交付しますが、交付の際には納付できない特別の事情(災害、事業の休廃業、失業等)の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況等を勘案して交付するようにしております。

④保険料（税）を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁は行わないでください。短期保険証を発行する場合は、最低6カ月にしてください。

回 答(保険医療課)

短期保険証は、滞納されている方との面談の機会を増やし、滞納解消に向けた納付を促すために交付しております。18歳までの被保険者のいる短期保険証交付世帯に対しては、有効期間満了までに更新のお知らせの送付や、電話での勧奨を行うなどして、未更新にならないよう、また、滞納世帯の方との面会の機会確保の両立を図っております。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回 答(保険医療課)

現在は、事業の休廃業、失業等により世帯の生活が著しく困難になった世帯で、生活保護基準額の1.3～1.4倍の世帯については「猶予」、1.15～1.3倍の世帯については「5割または10割の減額」、1.15倍以下の世帯については「免除」する規定(減額、免除の場合は、預貯金による制限あり)となっております。減免の対象を、生活保護基準の1.4倍以下のすべての世帯に拡充することは、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、現時点に

おいては考えておりません。

制度の周知については、納税通知書の同封パンフレット、ホームページ、市の広報誌への掲載、啓発チラシの医師会や関係医療機関への配布、短期保険証の対象者へ同封等を行っております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応等

★①税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないでください。

回 答(収納課)

滞納処分を実施する際は、禁止財産を差し押さえることのないようによく確認を行い、適切な運用を図っております。

★②税の滞納については、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）1）納税の猶予、2）換価の猶予、3）滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回 答(収納課)

納税相談を通じて個々の納税者の状況に応じた対応に努めるとともに、地方税法第15条を始めとした法令等の適用については、的確に実施しております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行き、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回 答(福祉課)

生活保護の相談については、丁寧な対応を心掛け相談者の申請権の侵害がないよう行っております。申請にあたっては、生活状況や扶養親族の状況、就労に関することも確認しつつ、相談者の申請意思を確認したうえで申請書をお渡ししております。

また、国の基準に基づき適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

回 答(福祉課)

本市は、社会福祉法第16条の規定に基づく所員の定数を満たす人員を配置しております。加えて、別に雇用した就労支援員及び医療適正化推進員各1名を含む体制で対応をしております。また、研修には積極的に参加し、知識向上に努めております。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

回 答(福祉課)

本市においては、警察官OBの雇用はありません。

④生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

回 答(福祉課)

本市は、直営で「自立相談支援事業」を実施しております。実施にあたっては、専任の相談員を2名配置し、適切な施策の紹介と関係部署へつなぐなど、相談者の立場にたった対応に努めております。

★⑤冬季加算引下げへの独自補填、夏季の冷房費相当の独自手当など新設してください。

回 答(福祉課)

冬季加算は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月～3月の生活扶助に上乗せして支給しているものですが、地域差による影響の調整と物価の動向を勘案し、国が見直し、平成27年11月の生活保護費から適用されました。

引き下げにより影響を感じる世帯もあるかもしれませんが、本市においては、国の基準を基本とし、独自補填や夏季の冷房費相当の独自手当の新設につきましては、特段、考えておりません。

⑥外国人への生活保護制度および手続きに関する説明文書(ポルトガル語やタガログ語)を整備してください。

回 答(福祉課)

説明用として、愛知県が作成した英語、中国語、ハングル語、タガログ語、ポルトガル語の冊子を用意しております。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回 答(保険医療課)

本市の医療費助成制度は、全国的に見ても高い水準にある愛知県内にあっても、県内平均以上の内容を維持しております。

限られた予算の中で事業を行っておりますので、今後制度を維持するためには、事業の取捨選択は必要になってくる場合があると思います。福祉医療制度が重要であることは十分承知しておりますので、今後も福祉医療制度を維持するために、引き続き検討していきたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回 答(保険医療課)

子ども医療費助成の拡充については、これまでも多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成23年度からは小学校3年生までを中学校3年生までに現物給付での医療費無料制度を拡大しました。

対象を拡大したことにより、子ども医療の医療費助成額は大幅に増加してきていることから、これ以上の負担増となる制度改正は、現時点では本市の財政状況から非常に難しい現状であります。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

回 答(保険医療課)

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証(精神通院)を所持しているかたを対象として入通院を、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみを所持しているかたを対象として入院を精神以外の病気等においても市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をするのは困難であると考えております。

6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

ア)子どもの貧困率(等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の18歳未満の子どもの比率)を調査してください。

回 答(福祉課)

子どもの貧困率については、愛知県が県内の状況を調査する予定と伺っております。愛知県の調査方法や結果を注視してまいります。

イ) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回 答(教育行政課)

児童扶養手当の所得制限限度額を参考に、1.25倍の基準を設定しており、現時点においては見直しは考えておりません。

また、市広報、ホームページを通じ、年度途中でも申請できることの周知を行っております。

支給内容の拡充については、現時点においては考えておりません。

ウ) 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

回 答(福祉課)

平成28年度より生活困窮者自立支援事業の一環として、市内の中学生を対象とした子どもの学習支援事業を実施しており、本事業は生徒の居場所づくりとしての性質が強いものとなっております。こども食堂についても必要性について協議していく予定をしております。

★②小中学校の給食費を無償にしてください。当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行い、未納者が生じないようにしてください。

回 答(給食センター)

学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等は、公費で負担し、食材費相当分は、学校給食を食べている児童又は生徒の保護者が負担するとされています。このことから、給食費のうち食材費相当分は、保護者に負担をお願いしております。

また、本市の財政状況からも給食費を無償にすることは難しいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

なお、生活困窮者等には就学援助の制度により給食費の全額の補助を行っております。

★③児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

回 答(こども課)

現在、市内保育園15園のうち公設公営保育園8園で保育を実施しています。

認定こども園については、現時点においては実施園はありませんが、地域型保育事業については、市の定める設置基準に従って、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないように努めてまいります。

保育の定員拡充については、平成27年度に策定した「尾張旭市子ども・子育て支援事業計

画」に従って進めておりますが、現在の計画には認可保育所増設の予定はありません。

④保育環境や保育士の配置基準等の規制緩和をせず、拡充してください。保育料の軽減や、保育士の処遇改善を直ちに実施してください。

回 答(こども課)

尾張旭市では、1、2歳児クラスの保育士について、国の基準を上回る5:1の配置をしておりますが、現時点においては、これを崩す考えはありません。

また、保育士の処遇改善等については、国が実施する施策等に合わせて検討していきたいと考えております。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

回 答(教育行政課・子育て支援室)

児童虐待については、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通し、各関係機関が連携を図り早期発見に努めるとともに、子育て支援室(保健福祉センター3階)に「こども・子育て相談」として家庭児童相談員を配置しております。

また、“いじめ”については、心の教室相談員を市内小中学校に一人ずつ配置し、児童生徒が悩み等を気軽に話し、いじめの早期発見や解消ができるようにしております。また、専門的な立場から適切な指導、助言を行う心のアドバイザーを市内小中学校及び教育研究室に派遣し、相談を行っております。さらに、今年度からスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校児童生徒や保護者、教員との相談や、関係諸機関と連携して解決にあたっております。

⑥子育て・ひとり親世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。

回 答(こども課)

ひとり親世帯への支援については、母子家庭自立支援給付金の給付等の支援策を実施しているところです。現時点においては、ご要望のような家賃補助を行う考えはありません。

7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

回 答(福祉課)

今年度から新たに宿泊型自立訓練施設が1か所、通所施設が3か所開設され、年々社会資源は充実してきていると考えております。今後も、障害者地域自立支援連携会議等で暮らしの場の確保についての検討もしてまいります。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。

回 答(福祉課)

移動支援の通学、通所に関する送迎については、主たる介護者が就労又は疾病による場合等若しくは母子・父子家庭である場合は、利用可能となっております。

③障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料を無償にしてください。

回 答(福祉課)

利用者負担は現在、利用サービスと所得に応じた負担上限月額範囲内で、サービス量に応じた自己負担をお願いしております。また、食費や光熱水費の実費負担について、低所得のかたに配慮した軽減策が講じられております。

なお、本市の財政状況から、全てのかたの利用者負担を無償にすることは難しいと考えております。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア) 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

回 答(福祉課)

対象者が障害福祉サービス更新時(誕生月の2か月前頃)に、介護認定の申請をしていただいております。また、事前に相談支援専門員を通して介護保険制度への移行について、対象者の障害特性に応じた案内をしております。認定が下りた場合には、相談支援専門員とケアマネが連携して、制度等についての説明をしております。

イ) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

回 答(福祉課)

個別支援会議等により、介護保険への移行が妥当だと判断される場合、介護保険への利用申請をすすめております。なお、障がいがあることにより介護保険での支給量が不足する場合、介護保険での支給量の2分の1までを障害福祉サービスで支給するほか、介護保険サービスにない障害独自のサービスについては、引き続き利用することができるようにしております。

⑤入院中のヘルパー派遣を認めてください。

回 答(長寿課)

入院中は医療保険が適用されておりますので、介護保険及び在宅支援によるサービスの利用は認められておりません。現時点においては、取り扱いの変更予定はありません。

⑥相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答(福祉課)

相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の養成・確保や財政措置、指定特定相談支援事業所の増設等の体制整備に必要な支援措置を講じるよう、平成 28 年6月 30 日付けで全国市長会から国に要望しております。

★⑦重度の障害者が生活するグループホームの夜勤職員は、必ず複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答(福祉課)

安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じるよう、平成 28 年6月 30 日付けで全国市長会から国に要望しております。

また、国の報酬改定等に基づいて、適切に対応してまいります。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回 答(健康課)

平成 25 年度からHib、小児用肺炎球菌、HPV、平成 26 年 10 月1日からは水痘と高齢者肺炎球菌、今年 10 月1日からはB型肝炎が定期予防接種に追加されています。また、定期接種で実施している高齢者インフルエンザワクチンの対象には、満 60 歳以上 65 歳未満の心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害(身体障害者手帳 1 級程度)を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者は含まれています。

公費負担による定期予防接種が年々増加しており、厳しい財政状況下ですべての障がい者や子どもに対する任意予防接種の費用補助は難しいと考えております。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

回 答(健康課)

高齢者肺炎球菌ワクチン任意予防接種の助成額は、平成 26 年 10 月 1 日から一定年齢のかたの定期予防接種に追加されたことにより、従来自己負担額 5,000 円から 2,500 円に変更し、実施しております。

【2】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①「経済・財政再生アクション・プログラム」による、社会保障制度の国民負担増や給付削減をやめてください。また社会保障改善は、消費税増税に頼らず予算を確保し実施してください。

回 答(行政経営課)

現時点においては、意見書・要望書の提出予定はありません。
社会保障の見直しについては、消費税増税による財源確保も含め、国の財政健全化や世代間・世代内での負担の公平を図ることで、将来にわたり持続可能な制度とするためのものであり、今後も国の動向等に注視してまいります。

- ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

回 答(保険医療課)

マクロ経済スライドは、賃金や物価による年金額の伸びから、現役世代が減少していくことと平均余命が伸びていくことを考えて計算されたスライド調整率を差し引いて年金額を改定する仕組みです。年金制度の長期的な安定、また、今の高齢者世代、将来の世代のバランスをとり、将来世代の年金の受け取りを確保していくためにつくられたものであり、これを廃止することを国に要望する考えはありません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

回 答(長寿課)

現時点においては、意見書・要望書の提出予定はありませんが、軽度者への給付の見直し等に関して、国における議論の推移を見守りながら、必要な場合には、機会を捉えて意見・要望等をしていきたいと考えております。

- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

回答（保険医療課）

子ども医療費については、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、平成28年6月30日付けで全国市長会から国に要請しております。また、子どもの医療費助成制度等地方単独事業に対する国庫負担金等の減額措置を廃止することについても、平成28年6月30日付けで全国市長会から国に要請しております。

- ⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

回答（保険医療課）

機会を捉え、恒久的な制度として継続していくことを要望していきたいと考えております。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

回答（福祉課）

社会資源の拡充について、グループホームの整備等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について十分な財政措置を講じること、及び、福祉人材の確保について、事業者の参入を促すとともに安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め必要な措置を講じることについて、平成28年6月30日付けで全国市長会から国に要望しております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回答（保険医療課）

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。従いまして、これ以上の拡大の要望は行っていく考えはありません。

- ②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回答（保険医療課）

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れています。従いまして、現在はこれ以上

の拡大の要望を行っていく考えはありません。

しかし、本市においては、平成20年4月から市単独で精神障害者に対する医療の助成を加えました。精神障害者保健福祉手帳1、2級と自立支援医療受給者証(精神通院)所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しております。入院は、同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助しており、他の診療科の入院分も全額助成しております。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

回 答(保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れております。従いまして、これ以上の拡大の要望は行っていく考えはありません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

回 答(保険医療課)

機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望していきたいと思っております。